

# ネットワーク社会における行政情報の公開と提供

明星大学人文学部教授

大橋有弘

公的機関が収集し、保有する行政情報の価値の重要性がいわれる割には、その需要はむしろ潜在的であり、かなり限定的であった。統計情報の需要は根強いものがあり、様々な研究、経済活動に情報を提供してきたが、実際には入手の方法、利用形態等において従来の手続、媒体による不便さがいわれてきたところである。特にこの数年のネットワークの普及という情報環境の中で、統計に限らず公的情報の提供の拡大、提供形態の多様化が要求されている。

一方、行政の説明責任、透明性、行政への参画促進という観点から、制度としての情報公開が現実的な課題となってきた。現在、国会に上程されている情報公開法案は今までの行政運営、職務執行方法に大きな変革をもたらし、公務員の意識改革を迫るものもある。国においてこの情報公開制度が実現すると、地方公共団体においても同様の理念に基づく情報公開条例の制定が求められるようになることは間違いない。

## 《情報公開の理念》

法案で示されている理念はその目的において、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める…、」と表現しているとおり、情報公開を国民の権利として位置付けた点であろう。また、法案の大きな特徴は、情報公開の対象機関（すべての国の行政機関、但し特殊法人を除く）、対象文書（決裁完了の如何を問わず、

メモも含む。媒体も問わない）、請求できる者（国内外を問わず何人も可）、開示請求文書の範囲（不開示情報以外はすべて公開）等が大幅に拡張されていることがある。

## 《電子公開・電子提供へ》

情報公開法の運用により情報の開示が広く求められるようになると、行政側では情報技術を活用した総合的な情報管理によって対応することが要求されよう。

開示請求に対して、不開示情報を含む、または不存在による拒否等の決定は、今までのような紙ベースで大量の文書が倉庫に山積みされているという状況では「開示請求があった後30日以内」に回答することは困難になる場合がてくるが、最近、各省庁において1人1台のパソコン環境が実現しており、平成7年度の各省庁の事務室における情報の約50%が磁気データであるという状況から、適切、迅速な対応や、ネットワークを介して開示、閲覧、複製が容易になる期待はある。

フロッピー等の磁気媒体ならば、短時間で大量の文書の複写が可能であることから、開示請求に係る文書が大量であったため複写の実費が高くなり、入手を断念したという問題はなくなるであろう。

## 《情報の保護と公開》

情報公開によって、多くの行政情報が開示されることとなる一方で、個人に関する情報は適切に

保護されなければならない。保護と公開の両者は行政情報の扱いにおいて裏腹の関係にあることを意味している。すなわち、個人情報は情報公開でいう、不開示対象情報の1つであって、個人情報保護法はその個人情報の扱いをより厳密に規定したものであるということができよう。個人情報保護法が情報公開法に内包される以上、両者の整合性が確保されていなければならぬが、両法の成立の背景、経緯が異なることから、対象文書や開示の範囲、対象文書の媒体等、両者の関係を改めて検討する必要がでてきている。統計法も維持されなければならないことは当然である。

### 《開示・閲覧から提供へ》

開示・閲覧請求という手続は、行政運営をモニターし、行政へ参画することを目的として情報の開示を求めるものであり、行政機関側は受動的なものであるのに対して、統計情報を中心とする行政情報の提供という手続は、利用者が情報の提供を求め、それをみずから社会、経済、研究、教育等の活動に活用しようとするものであり、行政機関側が潜在的需要に対して公表していくという能動的な面がある。

### 《インターネットによる提供》

インターネットは誰でも、容易に情報にアクセスできるという特長があり、その急速な普及を受けて、行政機関においてこのネットワークを活用した情報提供が進められている。総務庁のホームページを例にして、行政情報の提供を概観してみよう。

総務庁のホームページのトップでは、業務概要として総務庁の組織、最新の情報（採用試験等）、

広報誌の紹介（目次のみ）、予算、白書（概要編のみ）、最近の閣議決定等が紹介されている。What's newでは、最近の閣議決定、調査結果報告等34件が掲載されており、量の極めて多いもの以外は全文が入手できる。また、各局のホームページでは局の活動状況として、より詳細な閣議決定、調査結果、法律案が紹介されている。

統計局のホームページからは、最近の公表資料として、テキストデータだけではなく表、図をまじえた20件の統計調査結果が入手できる。アクセスは開設以来約75万件に達し、統計に対する需要の大きさと、インターネットによるアクセスの容易さを証明している。パソコンに取り込んで自由に処理できるメリットが大きいこと、速報性（東京都消費者物価指数概要編は公表とほとんど同時にホームページに掲載されている。）があること等もあり、今後の行政情報の提供方法として有効であり、更に発展するであろう。

## 統計調査員総合研修会

### — 平成12年度の国勢調査に向けて —

#### 研修会概要

去る、7月28日に、統計調査員と市町村職員併せて945名の出席のもと大宮町文化センター・ロゼホールにおいて「統計調査員総合研修会」が開催されました。この研修会は、平成12年度の国勢調査に向けて、指導的な調査員を育成するため統計調査に関する知識及び技術を付与することを目的としています。

研修会は、田上捷也県統計課長の主催者あいさつの後、県統計課勝村義光課長補佐から「統計調査のしくみ、調査員の仕事と心構え」についての講話があり、その後に、以下の方々の参加により「円滑な調査の進め方」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。

城地 京子	日立市統計調査員
森田比米子	下館市統計調査員
斎藤 正博	土浦市統計調査員
長島 康友	水戸市企画課統計調査係長
天海 敏徳	県統計課主査

3人の調査員の方からは、それぞれ「統計調査員をやっていて、自分の人生が豊かになった」等の経験談や「調査員 口より心で 良い成果」等の心構えに関する俳句も発表されました。また一方において、統計調査の事前PR不足を指摘する厳しい意見も出されました。

水戸市の長島係長からは、水戸市の調査を支援する施策や水戸市統計協会の女性懇話会の発足の経緯と活動状況などの説明がありました。

会場からは、調査活動が難しくなっていることや、夜間訪問の対策等の質問があるなど、統計調査員の意識の高さが伺えました。

午後からは、中央調査社の千田英博部長から「面接技法と説得力の修得」についての講演がありました。調査拒否や不在時の対応策や服装、訪問時間帯等についての具体的な助言が参考となりました。

続く分科会は、3班に分かれて行われました。1班は「調査困難に対する処方策」について、2班は「統計調査広報のあり方」についてのグループ討議を行いました。3班は、茨城カウンセリングセンターの大築明生さんの「人を援助する姿勢」についての講演を受講しました。

後日、回収されたアンケートによると、今回の研修会は概ね好評を得たようです。調査員の方の感想の中には、パネルディスカッションやグループ討議の時間を延ばして、さらに活発な意見交換をしたかったといった前向きなものや、また、開催場所を数か所に分けて開いて欲しいといった要望が出されました。

研修会は、今後、国勢調査のある平成12年度まで、計3回、開催される予定です。

